

[平成29年第 3回定例会－09月22日-03号]

◆13番（戸田久和議員） 答弁を受けて指摘しておきます。

私がかねてから言ってきたのは、税金の無駄遣いだと批判する場合は、その施設がそもそも不要な施設であるとか、もしくは、もっと安い費用でつくる方策があったのにそうしなかったかのどちらかしか存在しないということです。

しかし、新体育館が必要でなかったという人は誰もおりません。そして、もっと安くつくる方策は誰も提起できなかった。こういう事実が厳然としてある以上、トポス補償への批判は不当なけちつけでしかないということです。共産党は別として、維新の宮本市長が誕生するや、維新勢力も右翼も緑風クラブの吉水議員らも、市への批判をびたつとやめたという事実は、彼らのトポス問題批判は園部市政たたき、市政転覆のためにする批判だという。従来からの私の分析の正しさを示しております。

さて、次に移ります。

件名4、公共工事の入札や契約、施工の点検体制に問題がないかについて。

1、最近、市のミスで入札が無効やり直しになるという事件があったが、そのいきさつや内容、市の対応について詳しく回答してください。

2、この事件では、業者が多大な実害を受けたのに、市は言葉でおわびするだけなんて。本来は、金銭での賠償をすべきと思うがどうか。言葉でおわびするだけということで、市職員が業者に借りをつくったという意識が生まれてしまって、業者に厳正な対応をしにくくなるという弊害はないか。

3、最近市内業者が半年間の入札参加停止措置を受けた事件のいきさつについて、詳しく回答されたい。

4、門真市の公共工事の現場管理者や検査官は、下請届に記載されていない業者が現場で作業していても気がつかないものなのか。もし、そのような現状であれば問題だと思わないのか。

5、この工事の元請と下請が工事代金の支払いでもめた際に、市は市役所内の部屋に業者を入室させて、双方で話し合いをせよとしたようですが、これは一般的には力関係で圧倒的に有利にある元請を優位にさせるものであり、また、別の方向の一般論を考えると、もしも下請業者が何らかの力を背景にして虚偽の訴えをしている場合は、市が虚実の実装を判断できず、元請を悪者扱いしてしまうという方向に流れる危険性があります。いずれにしても、元請と下請が工事代金の支払いでもめた際には、市がそれぞれから言い分を聞いて、その言い分の裏づけ資料の有無も聴取するという手法をとるべきだと思うがどうか。税金を使つての工事や業務で発生したトラブルに対して、市が一定の関与責任を負うのが当然ではないか。本件の5月31日からの指名停止について、24日に職員が口頭で伝え、31日に市ホームページに発表したが、業者へ通知が届いたのは6月1日だったということだが、門真

市ではいつも指名停止発効後に文書通知が届くようにしているのか。

7、市側にあしき慣例や不十分点はなかったのか。

8、入札参加停止措置に関して、府と門真市の関係性や違いについて説明してください。
みずからが発注した工事の業者に対する入札参加停止措置の期限の段階について、門真市と大阪府で違う部分があるか。

以上、御答弁をお願いします。

○中道茂 議長 これより理事者の答弁を求めます。大兼総務部長。

〔大兼伸中央総務部長登壇〕

◎大兼伸中央 総務部長 戸田議員御質問の公共工事の入札や契約施行の点検体制に問題はないかについてのうち、一部につきまして私より御答弁申し上げます。

最近市内業者が半年間の入札参加停止措置を受けた事件のいきさつについてであります。

入札参加停止に至る経緯といたしましては、2016（平成28）年6月6日に、本件工事の下請業者が当時の契約担当課である法務監察課へ、下請契約の未払いがあるとの相談に来庁されました。2016（平成28）年6月28日に法務監察課と現場管理者である公共下水道課の両課で、市内元請業者と下請業者に対し事実確認を行いました。そこで、市内元請業者は、下請業者と口約束で請負契約を行い工事に着手させていたこと及び施工体制台帳に記載していない下請業者が存在することを認めました。

そのため、2016（平成28）年7月26日付で、公共下水道課から法務監察課へ下請業者と口約束で請負契約を行い工事に着手させていたこと及び施工体制台帳の記載事項に変更が生じたことに伴う、新たな施工体制台帳を提出しなかったことが、建設業法違反と疑うに足る事実の報告があり、2016（平成28）年8月1日付で、法務監察課が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に義務づけられている、市内元請業者の建設業許可権者である大阪府へ通知いたしました。

その後、2017（平成29）年5月31日付で、大阪府から建設業法に基づき処分を行った旨の通知を収受し、大阪府の処分内容が、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に該当するため、同日付で入札参加停止措置を行ったものであります。

次に、元請と下請業者が工事代金の支払いで問題が生じたときは、発注者として、元請業者に対して下請業者と十分に協議し合意形成を図るよう指導しており、市は発注者として、問題解決に努める必要があるため、それぞれからヒアリングを行うとともに、必要に応じて、それらを裏づける資料等の確認も行っております。

しかし、今回の工事代金未払い問題について、ヒアリング調査は実施しておりましたが、裏づけ資料の有無を聴取することにつきましては不十分な点もあったことから、今後は、適切に対応してまいります。

次に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱第9条に、市長が入札参加停止を行ったときは、入札参加資格者に対し、遅滞なくその旨通知するものと規定されております。本件は、大阪府から2017（平成29）年5月31日に建設業法に基づき処分したことの通

知を収受したため、同日付で通知したものであり、要綱に基づき、これまでも同様に行っており、入札参加停止の適用日を事前に通知するものではありません。

次に、入札参加停止措置に関して府と門真市の関係性や違いについてであります。

本件における大阪府と門真市の関係についてであります。大阪府は市内元請業者に対する建設業法に基づく建設業許可権者であり、門真市は公共工事の発注者であります。

また、大阪府の入札参加停止要綱では、府が発注した工事であるか否かによって入札参加停止期間に違いがあります。大阪府及び門真市の入札参加停止の適用期間については、大阪府が最短1カ月から最長2年であり、門真市も同様であります。本件と同様の建設業法に基づく営業停止処分に係る入札参加停止の適用期間につきましては、大阪府において、府発注工事については当該認定をした日から6カ月、府発注でない府内の工事については3カ月、府外の工事については2カ月であります。また、門真市では、当該認定をした日から6カ月といたしております。

本件については、大阪府の入札参加停止期間は、府発注工事でないことから3カ月であり、本市の入札参加停止期間である6カ月と比べ違いがございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○中道茂 議長 西口上下水道局長。

〔西口孝上下水道局長登壇〕

◎西口孝 上下水道局長 戸田議員御質問の公共工事の入札や契約施行の点検体制に問題はないかについてのうち、一部につきまして私より御答弁申し上げます。

最近、市の事務ミスで入札が無効、やり直しになった件についてのいきさつや内容、市の対応についてであります。

2017（平成29）年8月17日に本工事に係る入札会を執行し、落札候補者が決定され、入札参加資格要件を有していることが確認できたことから、8月21日に市総務部総務課から、落札者決定通知を行いました。

しかしながら、8月22日に設計担当者が工事着手に向けて設計書等の確認を行っていたところ、設計書記載内容の一部に誤りのあったことが判明いたしました。

このことから、8月24日に門真市上下水道事業建設工事競争入札審査委員会において今後の対応を諮問し、その結果、今回の入札は誤りのあった設計書をもとに入札会が執行されており、入札参加者の間において、積算の考え方に差異が生じていた可能性があり、公平・公正な競争を欠く入札であると考えられることから、当該落札者との契約手続については、中止することが適切であるとの答申があり、中止に至ったものでございます。

その後の対応といたしましては、落札者を訪問し、契約手続の中止に至った経過並びにおわび文書をお渡しし、他の入札参加者へも説明を行ったところであります。

次に、業者に対し市は言葉でおわびするだけで、これはおかしいと考えないのかについてでございます。

今回このような積算誤りが発生いたしましたことにつきましては、深く反省いたしてお

り、おわびのみの言葉で解決するものではございません。今回の件で多くの方に御迷惑をおかけしたということの重大さを職員一同が十分に認識し、業務への取り組みに緊張感をもって対応し、信頼回復に努めてまいり所存でございます。

次に、本来は金銭での賠償をすべきだと思うがどうかについてであります。

今回の入札案件につきましては、発注者である本市の過失により契約を中止したものであることから、金銭での賠償を求められる可能性は想定されます。

まず、落札者から、当該工事の履行利益の損害について損害賠償を求められる場合、また、落札者を含めた全入札者から、入札に参加するために生じた費用の補償を求められる場合が考えられます。これらの事象が生じた場合には、市として誠意をもって対応する必要があると考えております。

次に、市職員が業者に借りをつくったという意識により、業者に厳正な対応がしにくくなるという弊害が生まれる可能性はないかについてであります。

公務員として当然のことながら、従来より公平・公正という意識をもって、業務を遂行してきており、今後におきましてもこの認識のもと厳正に対応してまいります。

次に、市の公共工事の現場管理者や検査官は、下請届に記載されていない業者が現場で作業していても気がつかないものなのか。そのような現状であれば、問題だとは思わないかについてであります。

今回の事案につきましては、変更の施工体制台帳の提出がなかったことから、追加の下請業者を事前に確認することはできなかったものでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今回の事案を踏まえ、本市といたしましては、現場のチェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、市側にあしき慣例や不十分な点はなかったのか。市には全く問題点はないのか、についてであります。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、変更の施工体制台帳の提出がなかったことから、追加の下請業者を事前に確認することはできなかったものでありますが、今後につきましては、今回のような変更の施工体制台帳の未提出も想定されることから、必要があると認められるときは、直接工事を請け負った元請に対して、調査や聞き取りを行うなど、現場の適正管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。